

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会 会則

- 第 1 条（名称） 本会は、「県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会」と称します。
- 第 2 条（目的） 本会は、日立市諏訪町に計画の最終処分場建設を、撤回させることを目的とします。
- 第 3 条（会員） 本会の会員は、目的に賛同する「個人会員」および「団体会員」とします。
- 第 4 条（組織） 本会は、個人会員と団体会員が協力して目的達成の活動を行います。
- 第 5 条（運営） 本会は、総会、世話人会および四役会で運営します。
総会 年 1 回
世話人会 月 1 回（原則）
四役会 必要に応じて開催
（代表、副代表、事務局長、会計）
- 第 6 条（役員） 本会は、総会で世話人を選出し、世話人の中から互選で代表は1 名以上、副代表と事務局長および会計は 1 名、会計監査は2 名を置きます。
- 第 7 条（会計） 本会の経費は、会費および寄付金等とします。
会費は「個人会員」年額 1 , 0 0 0 円
「団体会員」年額 3 , 0 0 0 円
- 第 8 条（所在地） 日立市台原町 2-10-10 荒川照明宅 とします。
- 第 9 条（会則改正） 本会則は、会員過半数の同意で改正できます。

付則 この会則は、2020 年 8 月 28 日より施行します。

改定 2021 年 10 月 24 日 一部改訂